

別表1 (収益性向上対策及び生産基盤強化対策)

I 基金事業

区 分	内 容	補助率 又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の 変更	事業の内容の 変更
産地生産基盤 パワーアップ 事業	1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等	補助率は次のとおりとする。 アの事業 導入する農業機械等の本体価格 の1/2以内とする。 イの事業 事業費の1/2以内(ただし、 国要綱別記2に定める場合にあつ ては、定める率又は額以内)とす る。	補助金の交付 決定を受けた ものの交付額 の変更	事業の中止又 は廃止
	(2) 効果増進事業 ア 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する 経費等(導入実証試験) イ 施設運営に係る専門家の招聘に要する経費 (伴走支援)	補助率は次のとおりとする。 アの事業 補助率は定額(1/2相当)と する。 イの事業 補助率は定額とする。		
	2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 (2) 果樹園・茶園の再整備・改修 (3) 農業機械の再整備・改良 (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 (5) 生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援 (6) 全国的な土づくりの展開	補助率は次のとおりとする。 (1) 及び(3)の事業 事業費の1/2以内とする。 (2)の事業 事業費の1/2以内(国要綱別 記2に定める場合にあっては、定 める額以内)とする。 (4) 及び(5)の事業 定額(国要綱別記2に定める場 合にあっては、定める率又は額以 内)とする。 (6)の事業 定額(ただし、国要綱別記2に 定める単価に実施面積を乗じた額 を上限)、リース導入する農業機 械のリース物件購入価格の1/2 以内とする。		

II 整備事業

区 分	内 容	補助率 又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
産地生産基盤 パワーアップ 事業	1 収益性向上対策 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 生産技術高度化施設 (10) 種子種苗生産関連施設 (11) 有機物処理・利用施設 (12) 農業廃棄物処理施設	補助率は事業費の1/2以内 (ただし、国要綱別記2に定める 場合にあつては、定める率又は額 以内)とする。	補助金の交付 決定を受けた ものの交付額 の変更	事業の中止又 は廃止
	2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 ・生産技術高度化施設 (2) 生産技術の継承・普及に向けた取組のうち 栽培管理・労務管理等の技術実証 ・生産技術高度化施設	補助率は事業費の1/2以内とす る。		